

会社による組合掲示物の不当撤去に抗議する！

1月15日の夕刻、関西支社内のJR東海労働組合員が所属する職場では、新幹線関西地方本部発行の「東海労働西第584号」の情報が、会社から「一方的な撤去通告」の後に、一斉に組合掲示板から「不当撤去」されたのです。

伝え聞くとところによると、大阪交番検査車両所では勤務終了後に帰宅しようとした分会役員に対して管理者は「一方的な撤去通告」を行うため、引き留めようとして分会役員の腕を引っ張った事により、腕に『痣』ができたという噂を聞きました。

名古屋車両所分会にあっては、17時26分頃に地本執行委員の「分会の掲示責任者に言ってくれ」、「内容のどの部分が協約違反なのか」の抗議や質問を無視し、管理者2名が「協約違反です」を繰り返すのみでした。

また、1月16日15時26分頃に、管理者から「不当撤去」された情報である掲示物の返還を求めて事務所に行った分会役員が「この情報の何処が悪いのか、何処に問題があるのか」

「協約違反と言うのであれば、協約の何条に違反しているのか」の質問や情報の内容に管理者は一切触れることはなく「協約違反」を何度も繰り返すのみで、納得のいく回答ではなかったのです。

会社は、JR東海労働組合員を狙い撃ちにした恣意的なボーナスカットであるが故に、情報にして全社員に明らかにされては困る内容であるために会社による情報の「一方的な撤去通告」を行い「不当撤去」を繰り返してきているのです。

私たちは、会社による恣意的なボーナスカット攻撃・組合差別を絶対に許さない！！

更に改正高齢法施行を悪用した「専任V」などの差別による職場支配を許さない！！

	2013年 1月11日 第584号	J R東海労働新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrou_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 高田裕雄
---	-------------------------	---

こんな理由でボーナスカットか！

東海会社の理不尽な職場支配を全社員に訴える！

平成24年期末手当において、東海労働組合員6名に対して不当極まりないボーナスカットが行われた。東海労働西地本は、会社の専制的な職場支配を許さない為に、苦情申告した組合員からの報告による会社の述べたボーナスカットの理由を全社員に明らかにする。

「組合員A」

- ①6月頃、下り列車東京駅での運転整備時パンタ上昇前の電車線電圧表示灯の確認を失念した。
- ②7月頃、下り列車名古屋駅にてブレーキ試験を失念した。
- ③8月頃、名古屋車両所での運転整備にて手番止め撤去時の編成確認を失念した。

「組合員B」

- ①4月頃、新大阪駅から引き上げ線にて速度超過した。
- ②5月頃、上り列車大一両から京都駅にて停止限界有りの喚呼を失念した。
- ③7月頃、退出点呼時次勤務を誤った。

「組合員C」

- ①5月頃、下り列車新大阪から引き上げ線にて乗継ぎ登録を失念した。
- ②6月頃、上り列車京都駅到着時に行路票の発車時刻の確認喚呼を失念した。
- ③8月頃、退出点呼時次勤務確認を失念した。

「組合員D」

- ①4月頃、仕業検査時スリ板の厚さ測定を失念した。
- ②8月頃、仕業検査時サイン欄の前後壁の検査を失念した。
- ③8月頃、仕業検査時パンタ上昇下降確認を失念した。

「組合員E」

- ①4月頃、交番検査時接地装置窓ガラス取り付け時にヒラ座金の取り付けを失念した。
- ②5月頃、交番検査時工具を紛失した。
- ③6月頃、交番検査時磁気柱の取り付け種別を誤った。

「組合員F」

- ①5月頃、交番検査時工具を紛失した。
- ②6月頃、交番検査時軸箱の確認を失念した。
- ③9月頃、交番検査時軸箱の確認を失念した。

こんな理由でカットされて黙っていられるか！

われわれ東海労は、会社による恣意的なボーナスカットを絶対に許さない。更に改正高齢法施行を悪用した、「専任V」などの差別による職場支配を許さない為に闘うものである。